

# 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)低層階(7~17階)

## 入居事業者募集要項

大阪府が行う、大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)低層階(7~17階)の入居事業者募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 募集対象区画

募集対象区画は、7~17階の各フロアの1/2を1区画(まち側をA、うみ側をB)とし、全22区画を対象に募集します(別添1のとおり)。

※ 募集対象区画における面積は「坪」を単位とします。平方米(m<sup>2</sup>)に換算する場合は、1坪=3.3m<sup>2</sup>として計算してください。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が、当該区画の入居事業者に応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は不利益処分(違法又は不適法な行為によるものである場合に限る)を受けている者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか、又は賃貸借契約を締結後、速やかに該当する許認可等を申請することが誓約できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金の未納がないこと。かつ、直近1事業年度の消費税及び地方消費税の未納がないこと。

### 3 賃貸借物件の募集条件等

#### (1) 用途の指定

- ① 賃貸借物件の基本的な仕様は、「事務所」となっております。現状は一部、間仕切り等の残置物がある箇所がありますが、今後、大阪府において、ア.間仕切り等撤去、イ.出入口用カードリーダーの取替え、ウ.空調制御設備等修繕の実施を予定しており、入居の開始は、原則、平成30年4月1日以降となります。

なお、入居事業者は、大阪府との協議により、上記のアからウの工事（以下「上記工事」という。）の全部又は一部を、入居事業者自らの負担で工事を施工するか又は不要とすることができます。この場合は、大阪府は当該部分にかかる工事を実施しませんので、入居事業者は、賃貸借契約締結後、速やかに入居することが可能です。

- ② 入居事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する賃貸借物件の用途（以下「用途」という。）について、「咲洲コスモスクエア地区地区計画」及び「大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年条例第30号）」で認められた範囲で使用することが可能です。なお、現行の賃貸借物件の用途（事務所）を、他の用途に変更して使用する場合は、事前に大阪府の承認を得るとともに、入居事業者の責任と負担において建築確認その他の必要な手続きを行ってください。

- ③ 次のアからカに該当する使用はできません。

ア. 政治的又は宗教的な活動に関するもの

イ. 騒音・振動・悪臭等の周辺環境を損なうもの

ウ. 建築基準法別表第2（ち）項第3号及び同表（り）項に掲げるもの

エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びその他これらに類する業の用途に使用すること

オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用する用途に使用するもの

カ. その他、公序良俗に反する用途に使用するなど、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）の管理運営上支障があると大阪府が判断した内容のもの

(2) 賃貸借契約及び賃貸借の期間

- ① 賃貸借物件にかかる賃貸借契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借であり、賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、3年以上20年以内とし更新はできません。
- ② 契約期間は、賃貸借契約の効力発生の日から起算します。
- ③ 賃貸借に係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間は、契約期間に含まれます。

(3) 賃料及び共益費

① 賃料及び共益費の発生時期

賃料及び共益費（以下「賃料等」という。）は、賃貸借契約の効力発生の日から発生します。

② 賃料等の額（月額）

毎月の賃料等の額は、入居事業者に決定した者が提示した下記の「⑤応募価格」に大阪府公有財産規則第27条の2に記載する割合（消費税相当額）を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とします。

③ 賃料等の支払い

ア. 賃料等は前納とします。賃料等の支払は、毎月翌月分の賃料等を、大阪府が月ごとに発行する納入通知書により、大阪府が指定する期日までに全額納めるものとします。

イ. 指定された期日までに納付しない場合は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第71条の規定に基づき年額5%の遅延利息を徴収します。

④ 応募区画

応募区画は、7～17階の各フロアの1/2を1区画（まち側をA、うみ側をB）とし、全22区画の全部又は一部について、応募することが可能です。

⑤ 応募価格

応募価格は、大阪府が設定する月あたりの坪単価（以下「基準単価」という。基準単価は、共益費を含む6,300円）以上となる単価を設定（以下「応募単価」という。）し、この応募単価に応募しようとする区画の合計坪数（以下「応募区画合計坪数」という。）を乗じて、月額の賃料等（消費税抜き）を算定し、応募価格としてください（円未満の端数切り捨て）。

(4) 必要経費の負担

① 入居事業者が負担すべき経費

- ・ 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）で実施する事業に必要な各種手続きに要する費用
- ・ 改修費用（3(1)①に記載する大阪府において実施するアからウの工事を除く）
- ・ 室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・ 室内照明管球の交換に要する費用
- ・ 調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ・ 室内の殺鼠殺虫の費用
- ・ 専属的に駐車場を使用する費用

② 光熱水費その他経費の負担

賃貸借物件に関して、準備・営業等に必要光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）の事業者募集に係る仕様書」に記載のとおりとします。

### ③ 契約保証金

契約保証金（以下「保証金」という。）の額は、原則として賃料等の3ヵ月分とします。契約保証金には利子つきません。入居事業者は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第67条に規定する契約保証金を賃貸借契約締結までに納めてください。保証金は、賃料等の滞納や、契約期間内の解約時における原状回復の不履行があった場合にその費用に充当することを目的としています。賃料等の滞納に充当し保証金に不足が生じた場合は、速やかに不足分の保証金を納付していただきます。また、契約期間内の解約時に原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は返還しますが、不足が生じる場合は、入居事業者は不足額を大阪府の請求に基づき納付してください。

### (5) 遵守事項及び使用上の制限

契約期間前及び契約期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 募集条件及び別紙「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）の入居事業者募集に係る仕様書」を遵守してください。
- ② 大阪府の事前の承諾なしに、本件賃貸借契約に係る一切の権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

## 4 申込手続き

### (1) 申込方法（持参のみ）

#### ① 受付期間

平成29年6月12日（月）～平成29年7月14日（金）

【平日の午前9時30分～正午、午後1時～午後5時（7月14日の最終日は、午後3時まで）】

※なお、土曜日及び日曜日は受付を行いません。

#### ② 提出先

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）43階

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

### (2) 必要書類（各1部）

- ① 応募申込書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（大阪府所定様式）
- ③ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく誓約書（大阪府所定様式）
- ④ 事業内容等（大阪府所定様式）
- ⑤ 会社概要等（会社パンフレット、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本（個人の場合は住民票の原本）、及び決算書類（最長3年間分、但し、一期目の決算が終了していない法人は、開始貸借対照表）の写し等）

(3) 郵送、ファックス及びインターネットによる受付はできません。

(4) 「応募申込書」等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 5 質問書、参考図書の見学及び現地説明会

### (1) 質問書

#### ① 受付期間

平成29年6月12日（月）～平成29年6月26日（月）

【平日の午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

※土曜日及び日曜日は受付を行いません。

#### ② 申込方法

①の受付期間内に質問書（大阪府所定様式）を下記「④提出先」へご持参又は電子メール、若しくはファックスしてください。

#### ③ 質問書への回答日

平成29年7月5日（水）に質問者に対し電子メール又はファックスにて回答します。なお、回答内容は大阪府ホームページに掲載します。

#### ④ 提出先

〒559-8555

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ あて

電子メール：choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

ファックス：06-6615-6124

### (2) 参考図書の閲覧・交付

#### ① 閲覧期間

平成29年6月19日（月）～平成29年6月23日（金）

【平日の午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

※土曜日及び日曜日は閲覧・交付は行いません。

#### ② 申込方法

申込期間内に別添「参考図書閲覧等申込書」（大阪府所定様式）を下記「⑤提出先」へご持参又は電子メール、若しくはファックスしてください。

#### ③ 申込期間

平成29年6月12日（月）～平成29年6月21日（水）

【平日の午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

※土曜日及び日曜日は受付を行いません。

#### ④ 閲覧方法

閲覧方法は、別途、大阪府から連絡させていただきます。

#### ⑤ 提出先

〒559-8555

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ あて

電子メール：choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

ファックス：06-6615-6124

### (3) 現地説明会

#### ① 日 時

平成29年6月19日（月）～平成29年6月23日（金）のうち大阪府が指定する時間

#### ② 集合場所

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）43階 庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

#### ③ 申込書の提出

申込期間内に別添「現地説明会参加申込書」を下記「⑤提出先」にご持参又は電子メール、若しくはファックスしてください。

#### ④ 申込期間

平成29年6月12日（月）～平成29年6月21日（水）

【平日の午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

※土曜日及び日曜日は受付を行いません。

#### ⑤ 提出先

〒559-8555

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ あて

電子メール：choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

ファックス：06-6615-6124

#### 【留意事項】

- ・ 現地の視察時間は2時間程度です。
- ・ 説明会会場の駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用の上、お越してください。
- ・ 参加申込者には個別に集合時間をご連絡します。

## 6 入居予定事業者の決定

### (1) 入居予定事業者の決定

入居予定事業者の決定は、本募集要項に定める内容をすべて満たす事業者で、基準単価（月額6,300円/坪）以上で応募した事業者の中から、次の方法により審査の上、決定します。

#### ① ※募集区画に複数の応募者がいない場合

その区画に応募した者とします。

**※募集区画は、1/2フロア単位（まち側A、うみ側B）で、全22区画を対象**

#### ② 募集区画の全部又は一部に、応募が重複した場合

入居（予定）事業者決定に関しては、次の「ア 単価点」に「イ 面積点」を乗じて得た数値に100を乗じて合計得点を計算（小数点以下第二位を切捨て）し、合計得点の高い者に決定します。

ア 単価点（応募単価/基準単価6,300円）

イ 面積点（応募区画合計坪数/募集する22区画の合計5,072.5坪）

合計得点と同じ場合は、**※応募区画合計坪数が大きい者**とします。

※ 稼働率向上による咲洲庁舎の活性化を図ることを目的としているため、より多くの面積の提案者を優先します。

【事 例】 次のA社とB社の2社が応募した場合の選定方法について

- A社は、7階～17階の全22区画（5,072.5坪）について、月額：6,300円／坪
- B社は、7階～16階の全20区画（4,611.5坪）について、月額：7,000円／坪

【選定結果】

① 募集区画に複数の応募がない場合

17階の募集区画の2区画については、A社のみが応募。

決定 ⇒ A社（17階の2区画）

② 募集区画の全部又は一部に、応募が重複した場合

7階～16階の募集区画（20区画）については、A社とB社の2社が応募。

<A社>・・・2番

ア 単価点：応募単価 6,300円／基準単価 6,300円 = 1.000

イ 面積点：応募区画合計坪数 5,072.5坪（22区画）／府が募集する22区画の合計坪数  
5,072.5坪（22区画） = 1.000      合計点：ア × イ × 100.0 = 100.0

<B社>・・・1番

ア 単価点：応募単価 7,000円／基準単価 6,300円 = 1.111

イ 面積点：応募区画合計坪数 4,611.5坪（20区画）／府が募集する22区画の合計坪数  
5,072.5坪（22区画） = 0.909      合計点：ア × イ × 100.0 = 100.9

決定 ⇒ B社（7階～16階の20区画）

(2) くじによる入居予定事業者の決定

最上位となる応募者が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより順位を決定します。

(3) 入居予定事業者の繰上げ

入居予定事業者に決定した者が、本募集要項に定める要件を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募者を入居予定事業者とし、次位応募者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

## 7 入居事業者の公表

入居事業者の決定は、平成29年8月上旬頃の予定です。入居事業者を決定したときは、応募した全ての者に、決定した入居事業者の事業者名（法人の場合は法人名）、使用の目的（用途）、決定区画、決定価格及び希望入居期間を通知するとともに、大阪府ホームページに掲載します。

## 8 入居事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、入居事業者としての決定を取り消します。なお、入居事業者の決定の取消しがあった場合、「6 入居予定事業者の決定」で選定した第2順位の者を繰り上げて、入居事業者として決定することとします。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに賃貸借契約締結の手続きに応じなかった場合
- ② 応募者の資格を失った場合
- ③ 事業を実施することができないことが明らかになった場合

## 9 賃貸借契約締結の手続き

入居事業者に決定した者は、大阪府と別添4の「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）定期建物賃貸借契約書」を、効力発生の日までに締結します。

つきましては、大阪府が指定する日までに、賃貸借契約締結に必要な以下の書類を提出してください。併せて、「2 応募資格要件(6)」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納税額がないことの証明書を提出してください。

《必要書類》※提出部数は各1通

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 証明書類（発行日から3か月以内のもの）<br/>    〈法人の場合〉… 印鑑証明書<br/>    〈個人の場合〉… 住民票、印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）</li><li>(2) 各種納税証明書（未納税額がないことの証明）</li><li>(3) 損害賠償保険の申請に係る書類</li><li>(4) 連帯保証人に関する書類（大阪府から指定）</li></ol> |
|---|

## 10 その他

- (1) 本件募集への参加、賃貸借契約締結、その他この契約に係る一切の費用は申込者の負担とします。
- (2) 応募がなかった区画及び入居が決定しなかった区画については、後日、募集方法について、再度お知らせします。
- (3) 大阪府は、国の新基準に基づく長周期地震動対策として、平成30～31年度の間、ダンパーの設置や柱の補強等の工事を行う予定です。工事期間中は、別添3の「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）補強軸組図・平面図（7～17階）」に示す範囲において、大阪府の施工業者が作業を行うなど、入居事業者にはご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、あらかじめご承知おきの上、ご応募ください。
- (4) (3)の工事期間中は、非常用エレベーターを利用できない場合がありますので、工事期間中の非常用エレベーターを利用する際は、事前に大阪府へお問い合わせください。
- (5) 入居事業者が工事を行う場合は、事前に大阪府に必要な手続きを行うとともに、騒音・振動・臭気など他の入居事業者の迷惑とならないようご留意ください。

**募集に関する問い合わせ先**

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 電話06-6615-6103（ダイヤルイン）

# 応募申込書

〈大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）の入居事業者募集〉

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所（所在地）（〒 — ）

氏名

法人名

代表者名

印

（事務担当者）

所属部署

氏名

電話

「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）入居事業者募集」について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

## 1 応募価格

※注3 応募価格												円
【上記積算内訳】	_____ 円 × _____ 坪 = _____ 円											
	※注1（一坪あたりの応募単価） ※注2（応募区画合計坪数） ※注3（応募価格）											
※注4 合計得点（ア 単価点 _____ × イ 面積点 _____ × 100）												点

## 2 応募区画

希望する下記の区画に○印を入れてください。応募区画については「別添1 大阪府咲洲庁舎募集対象区画（7～17階）」を参照。

	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	16階	17階
まち側	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
うみ側	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B

※注1：「一坪あたりの応募単価」は、円単位で大阪府が設定する基準単価（月額：6,300円/坪）以上となる金額を設定してください。

注2：「応募区画合計坪数」は、小数点以下二桁まで表示してください。

注3：「応募価格」については、「一坪あたりの応募単価」に上記で希望する「応募区画」の合計坪数を乗じて、月額の賃料等を算定（円未満の端数がある場合は、円未満を切り捨て）し、「応募価格」としてください。なお、実際の契約時は、この「応募価格」に消費税法に基づく消費税額を別途加算した額を月額の賃料等とします。

注4：「合計得点」は、裏面により計算した「ア単価点」に「イ面積点」を乗じて得た数値に、100を乗じて点数を計算してください（小数点以下第二位切り捨て）。

注5：金額はアラビア数字で記入してください。

注6：「応募価格」の初めの数字の頭に「¥」を入れてください。

## 3 添付書類

- ① 誓約書（大阪府所定様式）
- ② 事業内容等（大阪府所定様式）
- ③ 会社概要等（会社パンフレット、法人登記簿謄本及び直近3年間分の決算書類写し等）

## 応募価格に係る合計得点の計算

項 目	得 点 ※注1	左 欄 の 積 算 内 訳
ア 単 価 点	_____	※注2 _____ 円 ÷ 6,300円 (一坪あたりの応募単価) (府の基準単価)
イ 面 積 点	_____	※注3 _____ ÷ 5,072.5坪 (応募区画の合計坪数) (府の募集する22区画の合計坪数)

注1:「ア単価点」及び「イ面積点」の各「得点」は、小数点以下第四位を切り捨て。

注2:「一坪あたりの応募単価」は、円単位で記入。

注3:「応募区画の合計坪数」は、小数点以下第二位まで記入。

## 誓 約 書

私は、大阪府が実施する、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）入居事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）入居事業者募集要項」及び「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）入居事業者募集に係る仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）入居事業者募集要項」の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 入居事業者の決定に関して、入居事業者名（法人の場合は法人名）、使用の目的（用途）、決定区画、決定価格及び希望入居期間を大阪府ホームページに掲載することに同意します。

平成 年 月 日

大阪府知事様

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名

法 人 名

代表者名

印

# 誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

## 記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

### 申請者

住 所

(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

印

### 共有予定者

住 所

(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

印

### 共有予定者

住 所

(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

印

## 事業内容等

事業名		
※事業内容		
使用の目的（用途）		
改 修	有 無	有 ・ 無
	内 容	
	費 用	
	期 間	
事業開始年月日（予定）		
希望入居期間		
必要な許認可等		
従業員の数（予定）		
3（1）①のうち 希望する府工事の有無		有 ・ 無
上記府工事の内容及び 対象区画		（ただし、大阪府が工事を実施する場合は、入居の開始は 原則、平成30年4月1日以降となります。）

※ 注：「事業内容」は、応募者が入居を希望している区画における事業内容を記載。

氏 名

法 人 名

代表者名



担当者名



# 現地説明会参加申込書

平成 年 月 日

大阪府知事様

所在地（所在地）（〒 ー ）  
氏名  
法人名  
代表者名

1 件名

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）入居事業者募集（現地説明会）

2 希望日

項目	日時
第一希望	平成29年〇月〇〇日（〇）
第二希望	平成29年〇月〇〇日（〇）
第三希望	平成29年〇月〇〇日（〇）

3 参加者名

氏名	
氏名	

※参加人数の上限は、2名とします。

4 連絡先

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
ファックス	

# 参考図書閲覧等申込書

平成 年 月 日

大阪府知事様

所在地（所在地）（〒 ー ）  
氏名  
法人名  
代表者名

## 1 件名

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）低層階（7～17階）の参考図書の閲覧・交付を受けたく申し込みます。

また、応募手続き終了後は、交付を受けた図書について廃棄し、他の用途には使用しません。

## 2 連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	
フ ァ ッ ク ス	